

平成22年第2回
利根町議会定例会会議録 第3号

平成22年6月8日 午前10時開議

1. 出席議員

1番	能登百合子君	9番	五十嵐辰雄君
2番	西村重之君	10番	会田瑞穂君
4番	守谷貞明君	11番	飯田勲君
5番	高橋一男君	12番	岩佐康三君
6番	中野敬江司君	13番	高木博文君
8番	今井利和君	14番	若泉昌寿君

1. 欠席議員

なし

1. 説明のため出席した者の氏名

町長	遠山務君
総務課長	飯田修君
企画財政課長	秋山幸男君
税務課長	鈴木弘一君
まちづくり推進課長	高野光司君
住民課長	木村克美君
福祉課長	師岡昌巳君
保健福祉センター所長	石塚稔君
環境対策課長	蓮沼均君
保険年金課長兼国保診療所事務長	矢口功君
経済課長	菅田哲夫君
都市建設課長	飯塚正夫君
会計課長	飯田美代子君
教育長	伊藤孝生君
学校教育課長	鬼沢俊一君
生涯学習課長	石井博美君
水道課長	福田茂君

1. 職務のため出席した者の氏名

議 会 事 務 局 長	蛭 原 一 博
書 記	雑 賀 正 幸
書 記	飯 田 江 理 子

1. 議事日程

議 事 日 程 第 3 号

平成22年6月8日（火曜日）

午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

午前10時00分開議

○議長（若泉昌寿君） おはようございます。

ただいまの出席議員は11名です。6番中野敬江司君から、所用のためおくれるという届け出がありました。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

これから議事日程に入ります。

○議長（若泉昌寿君） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き通告順に質問を許します。

6番通告者、11番飯田 勲君。

〔11番飯田 勲君登壇〕

○11番（飯田 勲君） 通告順に従いまして一般質問をさせていただきます。

私は、2点について、押戸集会所の投票所存続と、それから消防団機庫の経費についてを質問させていただきます。

まず、1点目の押戸集会所の投票所存続についてを質問します。

平成22年2月5日付、利根町選挙管理委員会より、早尾、早尾台、押戸、奥山、横須賀、大平、もえぎ野台地区の皆様へ、投票区見直し案の説明会と意見募集のお知らせが届き、説明会が3月5日と6日に開催されました。私は、5日に出席し、説明を聞いたわけでご

ざいます。

見直し案は、横須賀、大平、もえぎ野台3地区における選挙投票所新設の請願が議会で採択されたのを受けて作成されたもので、この投票区見直し案では、第6投票所である押戸集会所が廃止されています。押戸区民にすれば、押戸集会所を投票所として存続されるよう切望しているところであります。

そこで、次の点を伺います。

請願は、投票所の新設であり、また選挙管理委員会は、請願を尊重したものといいながら、見直し案はそれを無視し、新設は難しいとしています。経費及び職員配置で難しいのでしょうか。その辺をお伺いします。

総合的に検討しました、とありましたが、総合的とは全町を対象にした見直しと理解しています。どうして一部見直しが総合的なのでしょうか、この辺をお尋ねします。

投票所の必要要件についての説明があったが、すべての要件を満たしている投票所はどのぐらいありますか、お知らせ願います。

説明会は、公民館1カ所で行われました。各地区で行うべきと考えますが、それが行政サービスの一つではないでしょうか。要するに、各地区ごとに説明会をすべきではなかったのかなど、そういうふうに思っております。

押戸集会所を投票所として存続しても何ら差し支えないと思われませんが、廃止の理由は、投票所への職員配置がいっぱいとのこと、一部業務の外部委託を検討すべき時期とも思われませんが、町の考えは。

7番、期日前投票が告示翌日の8時30分から20時まで連日行われていますが、1日当たりの経費はどのぐらいでしょうか、また選挙投票日は、経費節減のためにも投票終了時間を繰り上げて18時にすべきと思われませんが、町の考えは。

1投票所の経費と職員配置の人数はどのぐらいでしょうか。

二つ目の質問ですが、消防団機庫の経費について。

消防団員は、働きながら、いざというときには、昼夜関係なく現場へいち早く駆けつけ、人命財産を守っており、大変な任務を背負っているわけです。この消防団員の活動拠点となっているのが消防団機庫であり詰所ですが、この機庫の土地代や建物の修繕費等は町が支出していますが、電気代はだれが支払っていますか。例えば、14分団の場合は押戸区で支払っており、今後は、当然町で支払うべきと考えますが、町の考えはどのような考えを持っているのかお尋ねします。

以上です。

○議長（若泉昌寿君） 飯田 勲君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、飯田議員のご質問にお答えをいたします。

まず、一つ目の押戸集会所の投票所存続についてのご質問については、利根町の選挙管理委員会の書記長であります総務課長の方から答弁をさせたいと思います。

二つ目の消防団機庫の経費についてということですが、消防団機庫の電気料につきましては、町で分団の電気料を全額払っておりますが、ことしの3月に、押戸区長より、第14分団機庫の電気料の支払いについて問い合わせがあり、確認しましたところ、押戸区で支払っていることがわかりました。よって、本年4月分からは、町で支払うということにしました。

以上であります。

○議長（若泉昌寿君） 選挙管理委員会書記長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

○総務課長（飯田 修君） それでは、私、選挙管理委員会の書記長を兼ねておりますので、私の方から、飯田議員の一つ目の質問にお答えをさせていただきます。

まず、答弁の前に、投票区見直しの経緯を改めて説明をさせていただきます。

選挙管理委員会では、昨年12月に開かれました第4回定例議会での請願の採択を受け、翌年1月に見直し案の作成に着手したところでございます。

見直し案の作成に当たりましては、対象地区及び投票所の対象となる施設の現地調査を行った上で、見直し案を確定させ、これをもって対象地区への見直し案を各戸配付するとともに、対象地区への説明会を実施、これは利根町公民館におきまして、3月5日翌日6日の2回、同様の内容で開催してございます。この説明会の実施とともに対象地区の方々からの意見の募集を行っております。

投票区の決定に当たりましては、現地調査、これは投票所までの距離、場所のわかりやすさ、施設の広さ、使いやすさ、駐車場の有無、バリアフリー化を現地に出向きまして調査したものでございます。この調査結果に有権者数を加味し、また提出された意見等を慎重に検討し、投票区及び投票所を決定したものでございます。

議員ご質問の1点目の、請願は新設であり、見直しはこれを無視しているという件でございますが、この件につきましては、地方自治法125条に、採択請願の処置が規定されています。この規定の解釈では、議会から、議会の議決した請願の送付を受けた場合、当該機関は誠意をもってその処理に当たるべきであるが、必ずそのとおりにしなければならないというものではなく、慎重検討の上、請願の趣旨に沿いがたいというものについては、理由を付して議会に報告することとされております。

選挙管理委員会といたしましては、請願による新設ではなく、投票区を再編としたことから、4月2日付で、議長あてに理由を付しまして文書にて報告させていただいております。

その理由であります。1点目といたしまして、総務大臣の定める基準を超えていない。2点目が、同規模の自治体と比較しても投票区の数が多い。3点目が、選挙事務に従事す

る職員数をこれ以上ふやせない。4点目、投票区の数をつやせばその分経費が膨らむ。の4点を請願の趣旨に沿いがたい理由としてございます。

2点目の、総合的に検討という言葉の意味についてのご質問でございますが、今回の見直しにおける作業の中での総合的に検討という言葉は、今申し上げましたけれども、一つ、投票所までの距離。場所のわかりやすさ。三つ目が施設の広さ、使いやすさ。四つ目、駐車場の有無。五つ目、バリアフリー化。最後になりますが、六つ目、有権者数について、これらそれぞれを個別に検証した後、投票所として適しているか否かを総合的に検討し、判断したという意味で使用してございます。これにつきましては、各戸に配付した見直し案及び説明会におきましても、その中で、住民の皆様にはご説明をしたところでございます。

3点目のすべての要件を満たしている投票所の数に関するご質問でございますが、第1、第4、第7、第10、第11の投票所の5カ所でございます。これらはいずれも公民館など町営の施設でございます。

4点目の説明会を1カ所でしか行わなかったが、各地区で行うべきだったのではないかとご質問でございますが、一般的には、説明会は実施せず、パブリックコメントによりまして意見を徴収している自治体が多いようでございます。

説明会の開催につきましては、特に開催しなければならないという規定はございませんけれども、選挙管理委員会といたしましては、今回の見直しは、一部地区に限定された見直しでございまして、説明会を開催した方が意見を徴収しやすいであろうとの判断から説明会を開催するに至ったものでございます。

会場につきましては、何名の方が説明会に出席していただけるのか、見当がつかないため、できるだけ大きな会場で、日時をずらしまして2回開催することがよりよい方法であると判断し、このような開催方法としたものでございます。

5点目の、押戸集会所を投票所として利用しても何ら差し支えないが、廃止の理由はとご質問でございますが、対象施設をそれぞれ総合的に検討したとき、押戸集会所よりは文間小学校の方が投票所としての適正が高いことから、第7投票区につきましては、文間小学校を投票所とすることに決定したわけでございます。

6点目の、職員配置がいっぱいならば、一部委託を検討すべき時期ではないかのご質問でございますが、投票所の増設ありきで委託を考えることはございません。ただ、選挙事務に対する職員の負担を軽減するという観点からであれば、検討する価値はあるかと思っております。当面は現状のまま職員で賄っていきたいと考えております。

7点目の、期日前投票所の1日当たりの経費でございますが、期日前投票所の経費のほとんどが人件費でございます。期日前投票所には、当日の投票所と同じように、投票管理者1名、投票立会人2名のほか、選挙の種類に応じまして事務従事者が2名から5名が必要になります。

利根町の場合は、これらに職員を充てておりますので、午後8時までの勤務で、1日当たりの費用は約3万円から5万円程度になるかと思われま

また、投票時間についてでございますが、投票所の開閉時間は、公職選挙法第40条において午前7時から午後8時までと規定されてございます。開閉時間を繰り上げ、また繰り下げることができる場合は、選挙人の投票の便宜のため必要と思われる特別の事情がある場合や選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別な事情がある場合のみでございます。経費節約のための変更は認められてございません。

8点目の一投票所の経費と職員配置の人数についてのご質問でございますが、投票区を増設いたしますと、ポスター掲示場の数もふやさなければならないことから、投票所の経費のほかにポスター掲示場の数も経費に加算し、投票区の経費とさせていただきます。ご説明いたします。

投票所には、投票管理者1名、投票立会人2名、選挙事務従事者7名を配置すると仮定いたしますと、毎回の選挙でかかる一投票区当たりの費用は約42万円となります。また新設いたしました投票区の最初の費用は約70万円となります。

以上がご質問に対する回答でございます。

今回の見直しに当たりましては、対象地区の方々の意見をできるだけ多く聴取するため、地区説明会を開催させていただいたわけでございますが、2日間の開催で出席者延べ14名、意見書提出者は2名でございました。意見書は、見直し案に反対の内容でしたけれども、対象地区の有権者数3,315人に対しまして反対者は極めて少なかったことから、見直し案のとおり決定したものであることをご理解願いたいと思います。

なお、これまで長年使用してきました投票所が廃止になり、新たな投票所に移ることは寂しい思いもあるかと思っておりますけれども、ご理解を願いたいというのが選挙管理委員会委員4名の思いでありますことをお伝えし、答弁を以上とさせていただきます。

○議長（若泉昌寿君） 11番飯田 勲君。

○11番（飯田 勲君） ただいま答弁いただいたわけでございますが、やはり選挙というのは厳格なものでありまして、法律上ののっとってやっているわけですから、法律の許す範囲でやっている、進めている、そして答弁もまた法律の範囲で答弁をされている、そういうふう感じたわけでございますが。

まず、請願を、確かにそういうふうに法律ではなっているかもしれませんが、請願は絶対ではないと私も感じております。しかしながら、請願を尊重しながら、一番大切なことを、何というのかな、その新設というのが請願の趣旨だったのだ、その趣旨に反しているのではないかなと私は思うわけでございます。

これがただ、投票所の見直しという請願であれば、これは当然私もそれなりの理解は示せるのですが、請願の本当の趣旨が新設と、その趣旨を簡単、簡単というとおかしいけれども、無視しているというところが私は納得いかないのですよ。

私は別に、もえぎ野台の方々が押戸投票所に来るのは大変だから、その点を酌んでやるのがこれはいたし方ない、当然もえぎ野台の方々に便宜を図るというのは、これは当然だと思います。そういう観点からやはり見直すべきではなかったかなと、そんなふうに考えているわけでございます。

2番目の総合的、これは役場の職員の方々と私たちの見解の相違とは感じます。やはり職員の方々は、職員の置かれている立場の中でいろいろ検討すると。我々町民にすれば、検討というのは、総合的に検討というのは、利根町全町を対象にして、それで総合的に判断すべきと、私はそういうふうに認識するわけです。そういう何というのかな、この説明会の意見募集の中にも、文言の中に、このほど投票区見直し案が完成したというような文言を使っているわけですが、この見直し案が完成したというのは私はおかしい文言ではないかなと、小さいことをくどくど言っては申しわけないのだけれども、そういうふうに私は見解の相違だと思います。

やはり総合的というのは、有権者が、これこれこういうわけだと、そしてまた投票所はそれに対して割り振りしましょうと、投票所としてふさわしい施設がここにはこういうふうにあるから、そこにしましょうとやっていくのが私は総合的と思われるわけです。文地区と文間地区の一部の投票所だけを見直すのに、総合的という言葉を使うのはいかなものかなと、そんなふうに感ずるわけでございます。

それから、すべての要件を満たしている投票所がというので、第1投票所、第4、第7、第10、第11、5カ所しかないのです。5カ所これは優良な、自治省で認めるような、自治省でうたっているものに合致する投票所であると、あとは合致していないのです。そういう合致していない投票所を、今後どうしていくのかと。合致していないのです。もちろん押戸の集会所も合致していない。合致していないながら、一方では存続させておくと、一方では廃止にする。

今度、私はちょっと見ただけですが、早尾自治会館、早尾団地の中の自治会館が投票所になったと思いますが、ここも私は駐車場などは完備されていないと思います。また、わかりよいかわかりづらいかといたら、一般的に見てわかりづらいのではないかなと、そういうふうに新たな投票所にするところでさえ、そういう状況なのです。だからそういうところをどういうふうに理解すればいいのか。

また、選挙管理委員会では、そういう検討をどのように検討したのか、お知らせ願いたいと思います。

そういう観点からして、押戸の集会所も私は何ら差し支えないと、投票所として使っても差し支えないと思うわけですよ。ほかの投票所と比較して。このところで、外部委託を検討すべきというところで、答弁は、新設というような状況で外部委託はいかなものかというような答弁でございましたが、今後はやはりこの間の投票所見直し案のときの説明にもありましたが、今職員がいっぱいだと、投票所へ配置する職員がいっぱいな

だと、そういう説明ありました。やはりこの新設とか、何というのですか、増設するということではできないけれども、職員の配置に余裕をもってやるのには、どうしても外部委託が今後は必要なのではないかなと思います。いっぱいなのだ、いっぱいのだと、それだからもう新設できないというような説明がありました。やはり外部委託をして職員の労力の軽減も必要なのではないかなと、そんなふうに感じます。

やはり、何というのかな、役場の職員も、1日いっぱい働いていて、それでまたそういう仕事に従事するわけですから、非常に大変ではないかなと思うので、この辺は、当然、今後考えていくべきではないかなと思います。

それから、7番目ですね、私はこの7番目がどうもいつもいつも納得いかにしているのですが、いずれは一般質問したいなと思って、考えていたのですが。告示翌日から、要するに期日前投票が連日午後8時まで行われていると、物すごい経費ですよ。私もこの期日前投票というのはどうしてやるのかなと考えているわけですが、当然これは投票率アップ、投票率アップのために行われていると、1人でも2人でも有権者の方が投票されるように、という私は理解しているわけです。投票率アップのためにこういうふうに期日前投票が行われていると、いずれはこの期日前投票もどんどん浸透されて、全投票数のパーセントがどんどん上がっていくのではないかなと想像するわけですが。

私は、この期日前投票が夜の、午後の8時まで行われているのだから、当然投票日は、6時で締め切っても何ら差し支えはないと思うのですよ。茨城県でも、数自治体が繰り上げて今6時、午後6時で終了というようなところが聞かれるわけですが、やはりその辺を、今後は検討する課題ではないかなと思うところですが。

私は、こういう何点か項目ごとに答弁をいただいたわけですが、すべて選挙というのは、投票率アップですよ今、選挙管理委員会でも一生懸命投票率アップを呼びかけているわけですが。そういう投票率アップを掲げているときに、何というのですか、近間の投票所がなくなるというようなことが、非常に私はそのところでその地区の投票率が下がるのではないかと、そういう懸念をするわけですが。

そういう観点からしても、投票所というのは、近間にある、私からすれば、いずれはまた投票所をふやしなさいというような国の指導が出てくるのではないかなというような想像もしているのですが。やはり投票所というのは多くすべきだと思うです。その辺、事務方にすれば、職員さんにすれば、法律がこうなっているのだから、それはできないというだろうとは思いますが、やはりその辺を、今後国県あたりに要望していくことも大切なのではないかなと、そんなふうに感じております。

何といっても、投票率を上げるという第一の目的を達成するには、そういうふうに有権者が、先ほども答弁の中にあつたように、投票所がわかりやすく、有権者にとって投票所がわかりやすく、便利で、バリアフリーがあって、駐車場があってというような、そういうふうに、有権者が行きやすいと、行きやすいようにするのが投票所の設置の目的

だと思うのです。だからそういう観点からしても、私は、投票所を廃止するというのはいかなるものかなと感じます。その点、お聞かせいただければと思います。

押戸の集会所も、15年か20年くらい前、以前は、町長選挙あるいは町議選、一口に言う身近な選挙には85%から九十二、三%の投票率記録していたと思います。それが、人口の変動あるいは社会的な環境の変化によりまして非常に低迷している、低迷しているというよりも下落の一途をたどって、せんだっての7月の町長選挙にはかなり低い、利根町では一番低いような投票率になってしまったわけです。これも言うなれば、人口の変化、社会環境の変化によるものと私は思っているところでございます。

あと、それから説明会のことなのですが、これは選挙管理委員会で見直し案は決定されたのかどうか、その辺確認まだしていないのですが。私は、押戸地区に住んでいるわけですが、この地区にしてみれば不利益をこうむるわけです。大房の小学校、大房の小学校というとおかしい、大房にある文間小学校へ足を伸ばさなければならないということで不利益をこうむる、私はそういうふうに理解するわけですが。その不利益をこうむるところは、やはり優先的に説明会を開くべきだと思います。

先ほどの答弁では、説明会はやらなくてもいいのだと、しかし、今回は部分的な見直しなのでやったというような状況ですが、非常に不利益をこうむる地区が、地区の一番遠いところでやっているような、私は意図的にやっているのではないかなというふうにまで考えたわけです。もう少し文間地区集落センターあたりで説明会をやるべきではなかったかと、そんなふうに感じるわけです。

利益をこうむるところならば、それなりにだれでも歓迎するのだから、それはいいかもしれないけれども、不利益をこうむるところは、やはりそういうふうに、説明会をし、十分な地区の理解を得るとい、事前に理解を得るといのがやはり筋ではないかなと、そんなふうに感じます。これも再度答弁をお願いしたところで、先ほどのような答弁になってしまうかもしれませんが、やはりその辺を今後は十分に検討していただきたいなと思います。

また、文間地区には、先ほども、第1投票所、第4、第7、第10、第11投票所は、公共施設であるというような答弁でありましたが、文間地区にはこれといった公共施設がないのです。先ほども言いましたように、文間小学校、公共施設といえば文間小学校、これは学校だから施設といえるかどうか疑問のあるところでございますが、こういうふうに非常にともとも公共施設がないというだけでも不利益をこうむっているわけです。そういうところであって、あなた方のところには適した投票所がないというからといって、一方的にこちらの投票所へいきなさいというのはいかなるものかなと私は思うわけです。

文間小学校ならば、押戸、奥山の地区の方の投票も、投票所としていいところだからあそこへいきなさいと、あそこへ変わりますよというようなことだと思うのですが、私は一つの提案として、これを文間集落センターにすべきではなかったのかなとっております。

文間集落センターであれば、駐車場もあるし、それなりの広い施設もある、わかりやすい、先ほど言った点に合致しているのではないかなど。しかしながら、文間集落センターは、選挙管理委員会では眼中になかったか、文間小学校というような状況になりましたが。

私は、学校の施設を使うよりも、やはり集落センターの方がよろしいのではないかなど思うわけです。そして、大房地区と押戸奥山地区の間であるし、非常に私としては押戸の集落センターがわかりづらくて、狭くて、駐車場もないという非常に投票所としてふさわしくないというなら、その辺を検討すべきではなかったのかなど。

私はこれを勘ぐってしまったのですが、またこれを一部見直しを広げて、大房地区まで見直しというと反発も出るのではないかと、そんなあんばいで、それならば余り反発がないというようなところで、文間小学校にしようというような案が出たのかなというふうに勘ぐってしまうわけです。

その辺はともかくも、なぜ文間地区集落センターが投票所としてふさわしくないのか、また検討に値しなかったのか、その辺をお聞かせいただければなと思っております。

以前から、文間地区には、公共施設がなくてハンディをしょっているわけです。その辺が根本になって、投票所の見直しもこういうふうになってきてしまったのかなと思うところでございます。何点か申し上げましたが、その辺お答えいただければなと思います。

それから、消防団の機庫の経費なのですが、これは、たまたま当番というか、押戸全体の当番で私がたまたま昨年会計を仰せつかっていたわけです。それで、東京電力からの領収書等を見てみると、どうも集会所以外のところの施設にお金を払っていると、どこなのだろうと思っていたわけです。

今までは、それほど不審には思っていなくて、それは前から引き継ぎでそういうふうになっているのだからということになっていたのでしょうけれども、集会所の契約は40アンペア、もう一つが30アンペアであったのです。どこなのだろうと、どこなのだろうと思っていたのですが、恐らく消防団詰所、要するに機庫ですね、機庫の電気代じゃないかというようなわけで、消防団の機庫を見たら30アンペア契約なのです。たまたま役場の方へ問い合わせたら、全部電気代は町で払っていると、電話代はともかくも、電気代は全部町で払っていると。

さて困った、これは本当にどこの施設の金を払っているのかということで、そっちこっち見ているとといったって、あとは寺とか、そういうところしかなかったものですが、そのうちに役場の方から、消防団機庫の電気代は、14分団は押戸の方で払っているというような連絡がありまして、なるほどと感じたわけですが。

ただ、先ほどの町長の答弁では、これから町で支払うというようなことを申されましたわけですが、それでは今まで、全分団の機庫の電気代というのは町で支払っていたのかどうか、その辺をお聞かせ願いたいと思います。

それから、これから若泉議長からも質問出てきますが、消防団非常に大事な役目を背負

っているわけです。昔は、消防団というと地区的な色彩が強かったのです。その地区の自営業者で構成されていて、消防団活動、地域に根差したというか、地域に根差した消防団活動ということでやってきたわけです。だから当然これはいろいろな面で、区、押戸区全体でいろいろ援助してきたわけです。

しかしながら、今は、消防団員の減少等もありまして、地区の色彩というのは、意識というのか地区の色彩というのがだんだん薄れてきている。例えばの話ですが、文間地区の方の消防団員が他地区からの人も入団しているというような状況も多々見られるわけです。そしてまた、いざ出動というと全町を対象に出動するわけです。

そういう観点からしても、機庫の経費というのは応分に町で負担すべきではないかと思っております。電気代にかかわらず、水道代等も面倒見ていただければと思うわけですが、その辺お答えいただければなと思います。まず、それですから、今まで14分団だけが地区で電気代払っていたのか、そのほかにもあったのか、その辺お聞かせいただければなと思います。

以上で2問目を終わります。

○議長（若泉昌寿君） ただいま6番中野敬江司君が入場いたしました。

選挙管理委員会書記長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

○総務課長（飯田 修君） それでは、飯田議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目に、去年からの請願の趣旨は新設であるというご質問でありましたけれども、選挙管理委員会におきましては、先ほど説明に加えましたけれども、総合的に判断するという中で、総務大臣の定める基準を超えていないかとか、また、同規模の自治体と比較しても投票区の数が多い、選挙事務に従事する職員数をこれ以上ふやせない、投票区の数をつやせばその分経費が膨らむという理由で、投票所を新設、増設というのは、今の段階では難しいということで、議長あてに、選挙管理委員会からも回答書として送付したところでございます。

でありまして、以前も、説明会の中で、議員ご出席いただきましたけれども、選挙投票にはいろいろな投票がございまして、昨年8月30日では、ダブル選挙ということで、職員数が今役場職員は156人ですか、その中で選挙事務に従事できる人数が限られてきます。その中で120名前後の職員を配置したわけですが、これで5名から9名の職員を配置しますけれども、13投票区でかなりいっぱいということでの考えもございまして。その中で、これは自治省選挙部長通知ですけれども、選挙遠距離地区、3キロ以上ある場合には新たな投票区を分割再編するよう努めるべきであると。それから、選挙人の数がおおむね3,000人を超えるもの、利根町ですと多いところで1,500ぐらいあるかと思っておりますけれども、それについては分割の投票区の見直しを図る必要があるのではないかと、それから3,000人を超えない場合であっても、2キロメートル以上であって一投票区の選挙人数

が2,000人を超える投票区については再検討しなさいというような、総合的な判断を加えまして、新設ではなく統廃合という形で決定させていただいたところです。

総合的な検討、総合的に検討したという言葉の使い方ですけれども、これは先ほど申し上げましたように、6点ほど申し上げましたけれども、全町的な見直しということではなく、その投票区の、投票所の総合的に検討、言葉の使い方かもしれませんけれども、我々としては、この中には、投票所までの距離、その投票所の条件ですね。場所のわかりやすさ、施設の広さ、また使いやすさ、駐車場の有無、バリアフリー化、有権者数、この6点をもとに、現地調査をいたしまして、選挙管理委員4名で、書記、私も含めて3名で、早尾集会所、横須賀集会所、もえぎ野集会所、押戸集会所、立木公民館、文間小学校、早尾台自治会館、これを現地調査いたしまして、点数制ですけれども、この中で今申し上げました条件、どれが一番いいか、どれが一番悪いのか、そういう判断のもとに最終決定をさせていただいたところでございます。

ですから、総合的に検討といいますのは、先ほど説明しましたけれども、全町的な検討ということではなくて、その投票所についてのさまざまな条件を総合的に検討したということでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、投票所として要件を満たしていない、合致していない投票所を今後どうするのかという質問ですけれども、投票に限りましては、新たな投票所を新設するというのはこれ不可能でございますので、できる限り使いやすい施設を町が模索、選挙管理委員会として模索しまして、そこを投票所とするという以外ございませんので、これから公共施設が一番、先ほど申し上げました施設が一番合致した施設であるのですが、それでも一点一点を拾いあげれば全部100点という形ではないかと思っております。できるだけ、使いやすい施設を利用していくというのを前提に進めているところでございます。

それから、職員少ないのであれば、外部委託も必要ではないかということですが、やはり今後はそういう検討の必要もあると思っておりますけれども、今、正確性が一番求められております。外部委託でできないのかというご指摘も出てくるかと思っておりますけれども、今後人がこれ以上少なくなったという場合には、外部委託ということを検討してまいりますけれども、今の段階では、13投票区で今の職員でやっとやっつけていけるというふうに考えておりますので、今現在では外部委託は考えてございません。

それから、期日前投票を、今現在は、午前7時から午後8時までとなっておりますけれども、繰り上げ投票ということでございますけれども、特別の事情がない限り……。

○12番（岩佐康三君） 期日前は8時半だよ。

○総務課長（飯田 修君） 失礼しました。期日前投票は8時半からで、大変失礼しました。

繰り上げ繰り下げにつきましては、選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる特別の事情がある場合と定めてございまして、農繁期における農家の仕事の状況、工場地

帯における就業期間、地域的な日没時間等、地域の実情を踏まえて、これらの場合に該当するかどうかを判断する必要がある出てくるというような条件がありまして、ただ単に、経費の削減等に伴って時間を繰り上げ、繰り下げというようなことは認められないということでございますのでご理解をいただきたいと思えます。

押戸の投票所の廃止はいかがなものかということでございますが、これは飯田議員から公民館での説明会の中でもご指摘を受けているところですが、やはり投票所をちょっとふやせないということがありまして、確かに以前は、押戸投票所が80%を超えていたという話も伺っておりますけれども、ご理解をいただければと思えます。

それから、説明会という点の中で、1点目が、この見直し案の決定されたのはいつかということですが… 4月5日に決定してございます。

それから、押戸区には不利益が生じている、押戸地区ですね、遠いところから利根町公民館、一番遠い地区のところに説明会場を設けたのはいかがなものかということですが、先ほど、私一番最初の答弁の中で申し上げましたけれども、対象地区の有権者数が3,504名いるということ、その中で各戸配付の通知を差し上げたのですけれども、出席者人数の把握ができませんでしたので、何名入るか想定ができないということで、一番大きな施設がいいだろうということで、公民館を選定させていただいた。確かに押戸地区の対象地区の皆さんが一番遠いという懸念は生じたかと思えますけれども、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、議員からの提案でありますけれども、文間小学校というのではなく、文間集落センターを活用したらどうなんだというご意見がありましたけれども、委員会の中でも、以前から文間集落センターの利用については、さまざまな意見が出されていたというふうに伺っております。

私も、文間集落センターがいいのではないかという提案をした時期もありましたけれども、選定理由として、取り上げられなかった理由としましては、大きな交差点がございまして、交通量が多いと、危険であるということで、以前に、あそこは使用しないというふうな結論ではありませんけれども、意見が出て、文間小学校、押戸集会所というふうになっていたというふうに伺っております。ですので、大房も投票所を変えると反発があるのじゃないかという意見もありましたけれども、そういう意味ではなくて、交差点の近くということで、交通の危険性が多いということで、文間集落センターは、適正な場所ではないというふうに判断をさせていただいております。

次に、消防団機庫の経費についてですけれども、これまで、全分団の機庫の電気代は町が支払っていたということで、今回、押戸地区の機庫については、町の手落ちもありましたけれども、大変ご迷惑をかけたこととおわびを申し上げます。ご指導以外に電気代を区で、また消防団で分団で払っているところは現在ございません。

以前は、やはり議員ご指摘ありましたけれども、地区の消防団というような認識が強い

ところで、地元で負担をしていたというようなところもあったようです。それは、聞きますと、エアコンが普及した時代とかで、エアコンの整備された機庫と整備されていない機庫では電気料もかなり差が出る、その辺から統一見解を出すようになったというような話も伺っております。

先ほど、町長が申しあげましたように、4月からは、町の方で支払いをさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をいただければありがたいと思っております。

今後ですけれども、電気代ではなく水道料、光熱水費、その点については、議員ご指摘のとおり、町で検討しなければならない、そういうものもあると思っておりますので検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（若泉昌寿君） 11番飯田 勲君。

○11番（飯田 勲君） ただいま答弁をいただいたわけですが、この選挙区見直しについては、4月5日の選挙管理委員会で決定されたというような状況でありまして、しかしながら、やはり選挙というのは、何といたっても投票率アップが大事なのですから、その点の整合性というのか、投票所と投票率アップの整合性というのを、今後十分に検討されていったならばなど私は思います。

また、消防団の機庫の件ですが、ただいま消防団の担当の課長から、今後光熱水費についても前向きにしていきたいというような答弁いただきました。答弁は要りません、これで私の質問を終わらせていただきます。

○議長（若泉昌寿君） 飯田 勲君の質問が終わりました。

暫時休憩します。

再開を11時10分とします。

午前11時01分休憩

午前11時10分開議

○議長（若泉昌寿君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

7番通告は私でありますので、会議規則第53条の規定に基づき、議長席を副議長の13番高木博文君と交代し、質問をいたします。

〔議長若泉昌寿君退席、副議長高木博文君着席〕

○副議長（高木博文君） かわりまして、議長を務めさせていただきます。

それでは、引き続き会議を再開いたします。

7番通告者、14番若泉昌寿君。

〔14番若泉昌寿君登壇〕

○14番（若泉昌寿君） 7番通告、14番若泉でございます。

私、一般質問、1年ぶりでやらさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

今回、利根町の消防団について一般質問をやるわけですが、以前、私、前々から、この利根町消防団、団員が確保するのがなかなか難しい、そういうことで、ぜひとも今回は、本来ならば、町長並びに総務課長、直接私がいろいろとお話し合いをして、それで済むのかなと思いましたが、やはりこの利根町の生命、財産を守っていただくには、この消防団というものを存続させなければいけない、そういう意味で、議員の皆様、また後ろには大勢課長の皆さんもおられますので、町長それから総務課長にだけ結局押しつけるのではなく、町全体で考えていただき、そういう気持ちで今回は一般質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

利根町消防団について、現在少子高齢化がますます進んでいく中、利根町で生まれた子供たちも、成人すると多くの人たちは利根町から離れて、町外で暮らしているのが現状でございます。以前は、必ず各集落には消防団が結成されておりましたが、近年は、消防団に入団してくれる若い人が少なく、既に分団として機能ができなくなった集落もあります。今後も分団として、機能ができなく、廃団する分団が発生してくることも考えられますが、今後、町はどのように考えて消防団を維持していくのかを伺いたいと思います。

まず1といたしまして、団員の定数、現在の団員数、2番目といたしまして、現在機能している分団数。既に機能できなくなった分団数。3番目、役場職員で消防団に入団している人数。4番目、9団地での消防団に入団している人数、役場職員は除いてください。5番目、現状の消防団の構成で対応できますか。特に昼間の災害のとでございます。

以上でございます。

○副議長（高木博文君） 若泉昌寿君の質問に対する答弁を求めます。

町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、若泉議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の団員の定数、現在の団員数でございますが、団員の定数は280名で、団員数は平成22年4月1日現在で217名となっております。

2点目の、現在機能している分団数でございますが、17個分団でございます。また、消防団本部つきとして、機能別消防団と女性消防団がございます。既に機能していない分団数であります。2個分団でございます。現在は、廃団した元第9分団、立崎の集会所のわきに機庫があった分団を……第9分団は中田切ですね、中田切にあった機庫が廃団になりまして第4分団に、元第17分団、これは立崎の集会所のわきにあった分団ですが、これを第18分団、中谷地区に機庫がある分団に統合いたしまして、今管轄しているところでございます。

3点目の役場職員で入団している人数でございますが、4個分団に7名入団しております。また、機能別消防団、これには16名が入っているということでございます。

4点目の9団地の入団者数は43名であります。その内訳として、男性が33名、女性が

10名となっております。ただし、男性33名のうち26名につきましては、従来から利根町在住の方で団地に居を構えた方というふうになっております。

5点目の現状の消防団での対応、特に昼間の災害でございますが、常備消防である稲敷広域の利根消防署を中心に、非常備消防としての利根町消防団で対応しております。

以上であります。

○副議長（高木博文君） 若泉昌寿君。

○14番（若泉昌寿君） 答弁いただきました。

それでは、1からずっと再度質問させていただきます。

まず団員の定数、定数は280名で、現在217名、そういう答弁でございましたが、そのうち女性が18、また役場職員の機能別団員ですか、これは25名、といいますと、実際のところは、女性の方は火事が起きてもそれは出動できませんので、実際167名ということになります。ですから定数から見ますと100名以上、これは280名の中に18名の女性が含まれると思いますが、約100名くらいですね、これが今団員として少ない、そういう数になっております。ですから、これから団員確保のためにどのようにしなければいけないのか。

いろいろと先ほど私冒頭に述べましたけれども、若い人たちが、この利根町を離れ町外で生活しているというそういう現状なので、なかなか団員を確保するというのは難しいでしょう。しかしながら、利根町の生命、財産を守っていくためには、やはり消防団というものはなくすわけにはいかない。それには、私たちもそうですが、行政の方もしっかりと団員確保のためにしていかなければいけない、私そう思います。

今回、消防団長とも、この件に関して、事情というかお話、考え方も聞いてまいりました。確かに、消防団長もおっしゃっていました。本当に団員確保は大変ですと、何せ若い人たちがいないですから、団員を確保するというのは大変難しい。特に、消防団長がおっしゃっていましたのは、区長会の方にもぜひご協力をいただいて、利根町全体で、区長会の方にもお話をして、そういう機会をつくっていただきたい、団長はそのように申しておりました。

またさらに、団長は、これから各集落、各集落で1個消防団というのを編成していくのは大変難しいだろうと、ですから、これはある程度、各集落の消防団がなくなるのは仕方がない、しかしながら、例えばの話、文地区でしたら文地区に3分団、文間地区も3分団とか、東文間もそのようにやっていかないと、これからはどうしようもないのかなと、そのようにおっしゃっていました。

また、消防署の方にも行きまして、消防署に単刀直入に私聞いてまいりました。消防署として、この消防団がなくても、災害のときに消防署だけでカバーできるのか、それは絶対できない。今の消防団があつて我々も活動ができることであるし、消防団というものはなくされては困る。ですから、消防署としては、絶対的に、この利根町の消防団というものを存続していただきたい、強く消防署の署長もおっしゃっていました。

ですから、これから消防団員の確保するには、先ほど消防団長も言っていましたけれども、区長会の皆さんもお骨折りをいただいて、それで町ぐるみで消防団確保というものを考えていただきたい、そのようにおっしゃってしまして、私もああなるほどなど、つくづくそう感じておりました。

それで、今現在、特に団地の方ですと、なかなか消防団員に入ってくれる方がいない。もともとの利根町の集落の消防団にお任せしているというのが現状です。特に、ニュータウンでもあるし、羽根野でも、9団地ありますが、みんな周りの消防団にお世話になっている、そういう感じですか。ですから、これはなかなか団地の方たちに入団してくださいといわれてもこれはちょっと難しいでしょうけれども、しかしながら、先ほど言いましたように、区長さんのお力をかりて、団地の区長さんの方たちにも真剣にこれは考えていただけないかと、考えていただかなければいけないと思うので、これは行政の方からも、ぜひともそういう働きかけといいますか、それをこれからやっていただければいいのかなと、そのように思いますので、総務課長また町長の考え方をひとつお願いしたいと思います。

それから今、当然消防団員が少なくなっておりますので、町の方として、機能別団員というのですか、そういうものを配置というか、つくっていますよね、そういう機能別消防団が25名います。利根町に。これは聞くところによりますと、50歳以下の方が機能別消防団ということに入っているらしいのですが、今現在この機能別消防団25名の方たちがどのような働きをしているのか、今現在、火災が起きた場合、実際に消防団の分団と一緒に、1個分団と一緒に出動できるような状況になっているのか、それとも今はなっていないけれども、これからそのようにしていくのか、その辺もお伺いしたいと思います。

それにしても、私思いますけれども、25名いますと、消防自動車2台は悠々とこれはいざという場合はできます。特に昼間の火災ですと、各集落の消防団、皆さん働きに出ていますので、いざ火災が起きてもせいぜい集まっても2名か3名、それで出動しましても、これは消火作業ができない、この1分団としては。ですが、町の機能消防団員、この方たちは全部この庁舎にいるとは私は言いませんけれども、その人たちが、普通の消防団の分団と一緒に機能できるような形の体制にしておけば、昼間の火災、2台は必ず出られますよね。それで今は1台は1分団の消防車、こっち車庫になっていますよね、機庫ですか。ですからもう1台、先ほど廃団になった分団、立崎と中田切ありますよね、その自動車は今どうなっているのか、ちょっと私そこまではわかりませんが、その使っていない自動車あると思うのです。それも常備この役場の方へ置いておいていけば、必ず昼間どういよときの火災でも2個分団として出られると思うのです。ですからその辺をどのようにするのかこれから、ひとつお伺いしたいと思います。

それと廃団になった分団ですが、実は、ことし3月、うちの方の羽中の総会がありました。それで区長さんが、我々区民の皆さんに、お知らせとかお話ししましたことは、実は16分団、福木なのですが、16分団が団員が少なくてもう機能できない、ですから、羽中

15分団にお願いしたいと、そういう話が区長間の中であったそうです。それを結局羽中区民の皆さんに区長がお話していましたが、その話を聞きまして、これは区長間、各集落の問題ではなく、やはりこれは行政が直接携わってやらなくてはいけないのかな。絶対に区と区の間でその話し合いをするというのはそれはちょっと無理なのです。ですからそういうところも、きちんとこれから、そういう機能できないよと、そういう分団、当然町の方へもくるとは思いますが、町よりも早く羽中の区の方へ福木の区長さんがお話したらしいです。これからもそういう話は今度出てくるような状況になると思うのですよ。何せ団員が少ないですから。ですから一番いいのは団員が確保できて、各集落の分団として機能できればいいのですが、これからはそうはいかないと思うので。

夜の火災におかれましては、今維持している分団は、夜でしたら何とかそれは出動はできますけれども、特に昼間の場合はできませんので、もしできたとしても、結局1個分団として消火作業はできないと思います。ですから、先ほども言いましたように、町の職員の方たちの機能別団員、それと先ほど今ちょっとつけ加えますが、町の職員で消防団員の方います。これは各分団の団員として入っているわけですが、しかしながら、町の職員で各分団に入っている団員の方たちは、火災が昼間起きました、じゃ自分の分団に帰ります、帰っても結局それは出動できない、ですから町の職員の分団、機能別じゃないですよ。分団の方もこの町から出動できるように、そのような体制をとっていただければ、なお一層昼間の火災が起きてこれでも安心、安心とってはそれは言葉がちょっと合わないかもしれませんが、火災に起きたときでも火災に向かって出動できるのかなと思います。ですから、今町の職員で消防団に入っている職員、その方が自分の分団へ帰るのではなくて、昼間の火災は、この町から出動できるような体制をとっていった方がいいのかなと思うのですが、その辺の考えもお伺いしたいと思います。

よく町長いつもおっしゃっておりますが、長として、利根町、安全で安心して暮らせる町をつくるだと、そのようにおっしゃっていますね、ですから消防、災害というものは、いつ来るかわかりませんので、消防団組織、これはやはり大切な組織でありますので、ぜひとも町長が常に言っております安全で安心して暮らせるまちづくり、そういうもののためにも、ぜひこれからはしっかりと消防団員の確保、また町の機能別消防団、さらには町の職員で団員である消防団の活動できるように、それを早急にやっていただけるようお願いしたいと思います。

2問目はそれで終わります。

○副議長（高木博文君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

○総務課長（飯田 修君） それでは、2回目の質問にお答えをさせていただきます。

初めに、条例定数ですけれども、280名ということで、女性消防団を除きまして、今現在の消防団員は217名、女性消防団員18名を除きますと男性が199名ということで、条例定

数には81名の減となっている状況でございます。

議員ご指摘のとおり、町消防本部としましても団員の確保が一番懸念されているところでございまして、区長会に話をして団員の確保の依頼をすべきだということでございませうけれども、この件につきましては、ことしの2月18日付で全区長さんへの通知を送付いたしまして、消防団員への加入の勧誘のご協力依頼ということで区長さんをお願いをしているところでございます。

確かに、これ質問の中ではなかったかと思えますけれども、若泉議員が利根消防署へ出向いて、今の広域の利根分署だけで機能を果たして果たせるのかということで、署長の方から大変厳しいよと、分団の協力がなければできないというのは、消防署との話し合いの中でもそのような話し合いを行ってきているところでございます。

それから、機能別消防団の働きは、今現在どのようなものかということですが、ちょっと説明をさせていただきますと、この機能別消防団員の対象者ですが、元利根町消防団員が、元所属分団長の推薦に基づきまして、団長が町長の承認を得て任用するとなっております。任期为2年とさせていただきます。再任は妨げないということでございませう。町内に居住し、または勤務する者、志操堅固で、かつ強健な、おおむね65歳未満で、その職責を果たし得る者という対象者としてでございます。任務としまして、町内で発生した火災、水害、その他の災害時に出場。式典、訓練には参加はしないということになっております。所属ですが、本部づけでございます。身分につきましては、非常勤の特別職地方公務員、基本団員と同じでございます。階級ですが、基本団員の団員に固定するものでございます。処遇ですが、災害出場時の費用弁償は基本団員と同じ、年額報酬は支給しない、公務災害補償、退職報償金制度は基本団員と同じというふうに設定をさせていただきます。被服ですが、利根町消防団員所属時に使用していたものを継続使用、使っているものがありましたのでそれを、また返却してあるものにつきましては改めて支給するというような基準を設けてございます。

今後ですが、このあと説明させていただきますけれども、このあと、今後どのようにということですが、やはり各分団においても、消防団員が少ないということがありますので、さまざまな検討を加えていく必要があるかと思えます。

それから、機能別消防団で、廃団となりました消防自動車ですね、これを使って25人いるので、2個分団をつくって活用してはどうかということでありますけれども、その辺の話も本部の中では話し合いしていますけれども、まだ結論は出ておりませう。

それから、16分団の福木消防団ですが、今後活動できなくなる可能性があるというような話、私も伺っております。その中で、分団の存続につきましては、議員おっしゃられます町が動いてその存続を維持するという活動が必要ではないかというご指摘ですが、どうしても火事現場に出向いていただくのは、その分団の方々の団員の方ですので、町の方からもお願いはしているのですが、なかなか本人の意思が伴うものであ

りますので難しい局面にきているところでございます。

町としましても、福木の区長さんには、区の中でもう一度話し合いをもっていただいて、最終的にどうしたいのか、15分団と統合する話も出ているようではございますけれども、もう少し詰めていただきたいというような話を区長さんをお願いをしているところでございます。

それから、分団員で町職員が何名か入っておりますけれども、機能別消防団ではなくて、その中で昼間役場に勤務している職員で団をつくって活動してはどうかということでございますけれども、先ほど最初に触れましたけれども、分団でも団員が少ないところがございます。極端に申し上げますと、11分団ですか、押付新田、フレッシュタウンの一部を管轄しておりますけれども、団員が4名でございます。職員がここに入っているかどうかちょっと確認しておりませんが、仮に職員がここに加入していたとすれば、この11分団の消防は機能しないということになってしまいますので… …。

○14番（若泉昌寿君） そういう話じゃないです。私聞いているのは、役場の職員が23名いるわけです。団員で。ですから、役場職員で昼間のときは出動できるようにしたらどうなのですか、それを私は。

○総務課長（飯田 修君） 失礼しました。

私、誤解しております、役場に消防車を置くということではなくて、ですね。

○14番（若泉昌寿君） 役場職員が23名いるわけです。団員として。機能別じゃなくて。その方はこの役場内にいるわけです。その人たちが昼間の火災のときには出動できるような状況にしたらどうなのですかと、私はそれを尋ねている。

○総務課長（飯田 修君） それも、機能別消防団本部づけでありますので、含めて役場の、廃車はなっていないと思うのですが、消防車もありますので、それは今後検討していきます。

機能別消防団、役場職員が入りましたのは、今年度からなんですね、分団員の足りないところには補充して昼間出向いていただきたいということですが、その中で、その分団を引退して10年、15年たってしまったという職員もありますので、なかなかそこに入り込めないというような場合もあるかと思っておりますので、さまざまな角度から検討しまして、本部の消防活動に加わっていただく場合と、分団に入っていく場合と両方に分かれる場合もあるだろうという中で今協議をしているところでございます。

ですから、25名の職員がいますので、この団をつくって、昼間の消防活動に充てるということにつきましては、早急に検討に入っていきたいと考えております。

ひとつ、先ほどちょっと途中でしたけれども、先ほど申し上げました11分団で申し上げますと、4名で団を結成している団がありますので、そこに昼間、消防車がありますので、役場の職員が加入している場合には、そちらにも応援に行かなくちゃならないというところも加味しなくちゃならないと思っておりますので、さらに検討を加えていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（高木博文君） 14番若泉昌寿君。

○14番（若泉昌寿君） 私、一つ、ちょっと誤解していたところありまして、私、機能別消防団が25名、さらに役場職員の中での団員数23名、これは別の方だと私はそう理解していました。そうしたら、今ちょっと本部の方、団員いますから、その方に伺いましたら、25名の中に入っている、そういうことですね。私その辺が誤解していました。

それで今回、私なぜこの消防団の質問しているかということは、冒頭にも言っていましたけれども、特に団員数が減っていく、確保するのが難しい、ですからこれを何とかきちんと行政がやってもらいたい、我々にもお手伝いできることがありましたら、我々でも一生懸命やります。それが一つ。それから昼間の火災をきちんと出動できるようにしてもらいたい。大きく分けたらその2点なのです。

ところが今の総務課長の話では、検討しますでしょう。私は1問目で聞きましたよね、2問目にも、きちんと。そのようにしたどうですかと私聞きまして、検討しますという答えはだれでもできるのです、はっきりいって。そうじゃないのです。ですから昼間は、くどいようですけれども昼間は、各分団がありますけれども、その団員の方たちは、この利根町にいないのです。いない方を、昼間火災起きて戻ってこいといったって、火が消えちゃいます。ですから、この利根町にいる団員の方たちでやらなければしょうがないのじゃないですか。それが一つは常設の消防署があります。団員確保できなかつたら、じゃ利根町でもう1台出動できるようにポンプ自動車を買って、職員も利根町で採用してやれば一番いいです、それだけの財政は絶対ないのですから、ですから、消防署も今の体制では無理が出ますから、消防団というものを何としても確保してもらいたいと、それが消防署の考えなのです。

ですから、この町は利根町として、実際にこの役場の職員の皆さんがいるのですから、これだけの人数を。その方たちが出動できるような体制をもっていくのがまず第一でしょう、それが昼間の火災が起きたとき、災害が起きたときにやる任務なのです。

先ほど私言いました。町長はいつも言っています。安全で安心して暮らせるまちづくり、それも大きな一つの要因でしょう。ですから町長もしっかりして、やはりそのように考えてもらわなければしょうがないです。ただ、検討します。検討しますだったら私だって答えられますよ、はっきりいって。ですからそのようにいかなければしょうがないのだ。ですから私冒頭に言いましたよ、課長の皆さんに。本来ならば、この話は町長、総務課長、町長室、3階へ行って話すれば済むことです。しかし、課長の皆さん、我々議員も、真剣にこういうことは考えていかなければしょうがないじゃないですか。ですから私は声を張り上げて言っているのです。ただ、検討しますじゃしょうがないのです。

ですから、先ほど誤解はしましたけれども、いずれにしたって、機能別消防団、この中には、各集落の消防団の団員の方たちが含まれて25名というのはいるのですから、この25名の皆さんを、何とか昼間の火災が起きたときには出動できるような体制をとるのが先決

じゃないのですか。それを私は酸っぱく言っているのです。

ですから、私言いたいのは、今回質問して言いたいのは、団員の確保、これを行政としてしっかりやったもらいたい。それから、昼間の火災、出動できるように、機能別消防団の団員の方たち、この方たちに本当にお願ひして、出動できるように、火災現場に出動できるように、そういうことをお願ひしているのです。だから団員の方たちが、火事だよと行って、例えば15分団の団員、役場に何人かいますよね。その方たちが15分団へ戻って出動しますと行ったって、車は運転していただけますよ、火災現場に行って何もできないじゃないですか、ですからそうじゃなくて、ここから出動できるように、そういう体制づくりをしていただきたいのです。検討するという言葉は聞きたくありませんから。私これで終わります。

○副議長（高木博文君） 総務課長飯田 修君。

〔総務課長飯田 修君登壇〕

○総務課長（飯田 修君） 大変失礼をいたしました。

お答えする前に、役場の職員の消防団員加入状況ですけれども、先ほど議員がおっしゃいましたように、役場職員で入団している人数が4個分団に7名が入ってしまっていて、機能別消防団が16名ということで、役場職員は全部で23名ということになります。

それで、大変申しわけございませんでしたけれども、機能別消防団は、出動できる今状況にあるということで、ことしの2月でしたか、加納新田の火災にも一部の機能別消防団員が出動していただいているところでございます。

元の廃団となりました所属分団の消防車両の使用ですけれども、使用することが可能となっておりますので、これを、今第9分団の消防車両を今後役場に置いて使用する方向でいるというふうに今確認しましたので、その中で、機能別消防団員に動いていただいて、昼間の消防活動には、ぜひ緊急に出動を依頼して、初期消火に努めたいというふうに考えております。

○副議長（高木博文君） 町長遠山 務君。

〔町長遠山 務君登壇〕

○町長（遠山 務君） それでは、お答えをいたします。

私も、消防団員を15年やりましたけれども、当時としましても、団員の確保、非常に難しかった、それで行政の方で回覧を回していただいたりしましたが、基本的には、団員がその地区、または今地区は関係ありませんので、友達等々に勧誘をしないとなかなか集まらないというような状況でございます。私も、かなり昼、日曜日歩いたり、夜歩いたりして勧誘をしたところ、定員はうちの方は当時20名、4分団ですけれども、20名だったのですけれども、一番多いときで24名くらい入っていただきまして、全体、各分団が定員20でも全体の、利根町280ですけれども、それを超さなければいいというような役場からの返事もいただきましたので、24名確保したということがございます。

ただ、歩いていて一番思ったことは、本人より、全部ではありませんが、親の方が反対するというような、これは親としては、今は昔みたいに集まるたびにお酒を飲んだりはしていないと思うのですが、当時はもう消防団というと、もう飲むものだというような、飲まない人もいっぱいいるのですけれども、そういうようなイメージがありまして、そんなこんなで親の方が、ご両親が反対するというようなことが多かったということで、だから本人を説得するよりも、そういう家では親に何とかお願いして入っていただいた。行政で、また、議員おっしゃるように区長を通してといたしますけれども、なかなかそれでは集まらないのが現状であります。やはり団員が、自分たちの地区、または友達等に入っていただけるようお願いするのが団員を確保するには一番いい方法ではなかろうかと、また私もそう思っておりましたから、そうしました。

今11分団、押付新田につきましては4名、それで福木につきましては9名いらして、羽中と15分団と16分団、何とか統合できないかというようなことが福木から出ているということですが、どうしても団員が確保できない。また、消防団としての機能が果たせなくなるというような状況が今後ますますふえてくると思われます。ただ、行政として間に入ることはできますけれども、あくまでも基本的には、その地区同士の区長さん、また団員の方々が納得した上で統合するというのが一番ベターな方法かなと思っておりますし、町としては、できる限りの団員確保に向かってやっていくという覚悟でございますが、先ほどから申し上げておりますとおり、やはり団員の方が、仲間をふやすんだというような決意をもって団員の勧誘をしていただかないとなかなかふえないような状況であるということもご理解をいただきたいと思えます。

また、町の方の消防団、昔は、町で消防車1台置いておきまして、火事の場合は出動したというような経緯もございます。ただ、今16名プラス各分団に入っている方々が7名ということでございますので、火事の現場へ行きますと、やはりいろいろなことがありますので、常日ごろの訓練、また点検等もやっていかなければいけないというような状況でありますので、そういう点も十二分に配慮して、そういうことが今役場の職員にできるかどうか等も含めまして、検討という言葉はおかしいですけれども、今の7名の団員では、とても昼間の火事と、出張等もありますので、この庁舎に常にいるということではございませんので役場の職員も、だから機能別消防団のこの16名と合わせて、1個分団というか、役場消防ですか昔みたいに、そういうものができれば初期消火という点では対応できるのかなと。

ただあくまでも、今稲敷広域に、初期消火の場合は、どうしても消防署の方が現場に着くのは早いですし、自治消防団の場合は、そのあとの類焼、またその後の、稲敷広域が引き揚げた後の火事場に残りまして、全焼の場合は、消えたと思ってもあとになって必ず燃えるのです。そういうあれもしていきたいと。議員おっしゃることはわかるのですけれども、町としてもでき得る限りの団員確保等の方策は努めていきたいと思っております。

そして、もう一つ心配なことは、やはり現場に行って、今消防本部、人数多いときは本部が向こうに設置しまして、その指令のもとにやったのですけれども、今本部に7名ですか、7名しかいないということで、そっちの方もあわせて本部員の確保も図っていかなければいけないなと思っております。

いずれにしましても、私、安心して暮らせる安全な、しかも安定したまちづくりということで公約でうたっておりますので、今後とも、防火防災に対しても精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いをいたします。

○副議長（高木博文君） 若泉昌寿君の質問が終わりました。

議長席を14番若泉昌寿君と交代いたします。

〔副議長高木博文君退席、議長若泉昌寿君着席〕

○議長（若泉昌寿君） それでは、引き続き会議を行います。

これにて通告による一般質問を終わります。

○議長（若泉昌寿君） 日程第2、休会の件を議題といたします。

明日6月9日は、議案調査のため休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若泉昌寿君） 異議なしと認め、明日6月9日は、議案調査のため休会とすることに決定いたしました。

○議長（若泉昌寿君） 以上で、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次回6月10日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午前11時59分散会